

五所川原市中学生以下各種競技会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中学生以下の市民の体育及び文化活動の振興を図るため、優れた成績を収めた市民が所属する学校部活動、スポーツ活動団体及び文化活動団体（以下「団体等」という。）に対し、競技会の参加経費を補助することについて、五所川原市補助金交付等規則（平成17年五所川原市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 補助金の交付対象となる団体等は、優れた成績を収めた市民が所属する団体等とする。

2 補助金の交付対象となる競技会は、申請時の会計年度に開催された国、地方公共団体又は公益財団法人日本スポーツ協会（当該協会に加盟する団体を含む。）が主催、共催又は後援する競技会であって、青森県内の予選会を経なければ参加できない競技会とする。ただし、選抜その他の方法により青森県を代表して参加する競技会であって教育長が特に必要と認めた場合は、当該競技会を補助金の交付対象とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に定める競技会開催地域における補助基準額に、競技会に参加する団体等の選手（補助対象となる競技会参加について他市町村等から補助を受けている選手及び生活の本拠が他市町村にある選手を除く中学生以下の市民に限る。）の人数に引率者の人数（市内に住所を有する団体であって同一会計年度内において1名以内に限る。）を加えた人数（次項において「交付対象人数」という。）を乗じて得た額とする。ただし、当該補助金の額が同表に定める補助上限額を超えるときは、当該補助上限額を補助金の額とする。

2 競技会参加に2泊以上の宿泊を要する場合は、宿泊を要する日数から1を減じて得た日数に交付対象人数を乗じて得た数に2,000円を乗じて得た額を前項の補助金の額に加算する。この場合において、補助金の額が当該加算をしたことにより同表に定める補助上限額を超える場合又は当該加算前に前項ただし書の規定により補助上限額が補助金の額となっている場合は、前項ただし書の規定にかかわらず、当該加算をした後の額を補助金の額とする。

3 前項に定める競技会参加に要する宿泊数は、原則として競技会開催日の前日から競技会最終日の前日までの宿泊数を上限とする。ただし、競技会前の公式練習等の結果が競技会結果に反映される場合は、競技会前の公式練習等が行われる日の前日から競技会最終日の前日までの宿泊数を上限とする。

4 教育長は、前3項の規定による補助金の計算方法により難い特別の事情があると認めるときは、別の計算方法により補助金の額を定めることができる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、補助金の交付対象競技会終了後に中学生以下各種競技会派遣費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて教育長に提出するものとする。

(1) 競技会開催要項

(2) 競技会参加者名簿並びに引率者の住所及び氏名が分かる書類

(3) 競技会参加のための宿泊数が確認できる書類（旅行日程又は宿泊数が確認できる領収書等）

(4) 競技会参加結果

(5) その他教育長が必要と認める書類

2 教育長は、申請状況管理のため、申請状況管理簿（様式第2号）を作成する。

3 補助金の申請は、同一会計年度に開催された競技会に限るものとする。

4 補助金の申請は、原則として同一会計年度において団体を問わず1選手につき1回限りとする。ただし、教育長が特に必要と認める場合は、同一会計年度において、再度、補助金を申請することができる。

（補助金の交付決定）

第5条 教育長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、中学生以下各種競技会派遣補助金交付決定兼交付金額確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の交付金額確定通知日を申請者からの補助金の請求日とみなし、速やかに補助金を交付するものとする。

3 教育長は、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、中学生以下各種競技会派遣補助金交付決定兼交付金額確定通知書（様式第3号）により理由を付して申請者に通知するものとする。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年 7月19日から施行する。

（関係要綱の廃止）

2 五所川原市小中学校各種大会補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年 7月11日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年 4月26日から施行する。

別表（第3条関係）

地域名	補助基準額	補助上限額
北海道道東地方	12,000 円	240,000 円
北海道道北地方	10,000 円	200,000 円
北海道道央地方	8,000 円	160,000 円
北海道道南地方	6,000 円	120,000 円
岩手県	3,500 円	70,000 円
宮城県	4,000 円	80,000 円
秋田県	2,500 円	50,000 円
山形県	4,000 円	80,000 円
福島県	5,000 円	100,000 円
茨城県	8,000 円	160,000 円
栃木県	10,000 円	200,000 円
群馬県	10,000 円	200,000 円
埼玉県	10,000 円	200,000 円
千葉県	10,000 円	200,000 円
東京都	10,000 円	200,000 円
神奈川県	12,000 円	240,000 円
新潟県	10,000 円	200,000 円
富山県	14,000 円	280,000 円
石川県	16,000 円	320,000 円
福井県	16,000 円	320,000 円
山梨県	12,000 円	240,000 円
長野県	14,000 円	280,000 円
岐阜県	16,000 円	320,000 円
静岡県	14,000 円	280,000 円
愛知県	16,000 円	320,000 円
三重県	17,000 円	340,000 円
滋賀県	17,000 円	340,000 円
京都府	17,000 円	340,000 円
大阪府	17,000 円	340,000 円
兵庫県	18,000 円	360,000 円
奈良県	17,000 円	340,000 円
和歌山県	17,000 円	340,000 円
中国地方	20,000 円	400,000 円
四国地方	20,000 円	400,000 円
九州地方	24,000 円	480,000 円
沖縄県	30,000 円	600,000 円

ただし、地方については、地方公共団体情報システム機構の全国自治体マップの分類による。